平成２２年（フ）第２６５号
宮崎県都城市今町9081番地２　ＡＳＴＹ独身寮
債務者　平山　健一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０８号
宮崎県日向市伊勢ケ浜43番地６
債務者　高田　　強
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１号
宮崎県延岡市古城町２丁目12番地１
債務者　渡邊　将吾
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１０５号
長野県松本市岡田下岡田３－１　シーズンコート302、申立時の住所長野県伊那市西春近3164番地13　春日コーポ10号
債務者　那須野陽香
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１０８号
長野県伊那市前原8396番地３、住民票上の住所長野県伊那市美篶9108番地１　ヒルトップⅡ号
債務者　工藤　美香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１１０号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野1563番地　中央団地210号
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９７号
高知県土佐清水市中浜135番地９
債務者　増谷壽美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９８号
高知県四万十市安並872番地２
債務者　伊賀サヂ子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１００号
高知県宿毛市与市明２番10号
債務者　山﨑　　基
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３１０号
青森県平川市大光寺三滝本80番地22
債務者　小山内勝則
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１号
青森県平川市碇ヶ関山神堂23番地７
債務者　田中　幸成
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７２０号
名古屋市北区西味鋺４丁目101番地の３
債務者　加藤　棋理
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３３７号
大阪府高槻市塚原５丁目６番21―441号
債務者　久保　昇三
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０９号
大阪市西淀川区佃５丁目２番49号
債務者　大山岩夫こと　全　　仁三
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２６号
大阪市東淀川区井高野４丁目６番６―302号
債務者　窪　　邦人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１６号
大阪府茨木市上野町４番24号繁友基方、住民票上の住所大阪府茨木市奈良町18番11号
債務者　繁友　秀明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８４４号
大阪府寝屋川市秦町25番31号
債務者　山口　和成
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０５０号
大阪府寝屋川市下神田町１番７号
債務者　香渡　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部